

## 財産売払入札心得書

第1条 土地改良区財産一般競争入札参加希望者は、土地改良区財産売払公告、本心得書及び土地売買契約書（案）並びに物件の現況等を熟覧のうえ入札してください。

第2条 現物と公告数量等が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 入札における販売促進のため、予定価格を公表します。

第4条 入札参加者は、事前に土地改良区財産一般競争入札参加申込書及び誓約書を提出してください。なお、代理人により入札する場合は、土地改良区財産一般競争入札参加申込書の提出と同時に必ず委任状を提出してください。ただし、1人で2人以上の代理を兼ねることはできません。

2 次のいずれかに該当する方は、入札に参加できません。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない方及び破産者で復権を得ない方
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項に該当し一般競争入札への参加を停止された方
- (3) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいいます。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその方及び支店又は営業所を代表する方をいいます。以下同じ。）に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」といいます。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為を行う方（以下「暴力団関係者」といいます。）がいると認められる法人等
- (4) 暴力団員又は暴力団関係者がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等

3 申込書を提出された方が暴力団に該当するか否かについて、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づき、愛知県豊橋警察署に照会することがありますのでご承知ください。

第5条 入札参加者は、入札執行日の所定の時間までに、入札保証金として、入札金額の100分の5以上（円未満切上げ）に相当する金額を指定された振込先口座に納付しなければなりません。

2 入札保証金は、落札者以外の入札者に対しては入札執行後に還付します。落札者に対しては契約締結後に還付できますが、本人の申し出により第12条に規定する契約保証金に充当することができます。

3 入札保証金を納付した方は、入札保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間に対する利息の支払を請求することはできません。

4 落札者が落札決定の日から10日以内（期間の末日が土休日に当たるときは、休日の翌日が当該期間の末日になります。）に売買契約を締結しない場合には、その落札は無効となり、入札保証金は土地改良区に帰属することとなります。

第6条 入札書には、入札年月日、入札者の住所及び氏名（法人にあつては名称及び代表者名）を記入の上、押印してください。

2 金額の記入は算用数字を用い、最初の数字の前に金又は¥の文字を記入してください。また、入札保証金額を入札金額の下段に記入してください。

第7条 入札は、入札書を封筒に入れ、封をした後、入札者の住所及び氏名を封筒に表記し、土地改良区の担当者の指示に従い、会場に設置された入札箱に投入しなければなりません。

2 提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え又は撤回することはできません。

なお、記入にあたっては、万年筆又はボールペンをご使用ください。

第8条 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 土地改良区財産一般競争入札参加申込書（入札参加者が代理人である場合は、本人の委任状を添付すること。）及び誓約書を提出していない方のした入札
- (2) 入札参加者の資格を有しない方（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当する方）がした入札
- (3) この公告の日から入札日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、排除措置を受けた方のした入札
- (4) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない方のした入札及び入札保証金が入札金額の100分の5以上の額に達しない方のした入札
- (5) 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札
- (6) 入札に際して連合等による不正行為があった入札
- (7) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (8) 他人の代理を兼ねた方又は2以上の代理をした方の入札
- (9) 入札者の入札金額、氏名（法人にあつては名称及び代表者名）の確認しがたいもの、押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が確認できない入札
- (10) 入札書の金額の表示を訂正した入札
- (11) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

第9条 開札は、入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札場所に同席しない場合には、入札に関係ない土地改良区の職員を立ち合わせて開札します。この場合、異議の申し立てはできません。

第10条 落札者は、土地改良区の予定価格以上の最高の価格をもって入札した方に決定します。ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合において、くじを引かない方があるときは、代わって入札に関係ない土地改良区の職員にくじを引かせます。

第11条 落札者は、契約締結の際、契約保証金として契約金額の100分の5以上(円未満切上げ)に相当する金額を、指定された振込先口座に納付しなければなりません。

2 前項の契約保証金は、売買代金に充当します。

第12条 契約締結後、入札において談合等の不正な事実が判明した場合は、落札者に対し土地売買契約書(案)特約条項に基づき損害賠償を請求します。

2 契約締結後契約者が、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づいた排除措置を受けた場合においては、土地改良区は契約を解除するとともに、これにより生じた土地改良区の損害賠償を請求します。

第13条 入札結果については、その内容(物件の所在地、数量、落札者(個人の方の氏名は公表しません。)、落札額及び入札参加者数)を公表することがあります。

第14条 入札者は、入札後、土地改良区財産売払公告、本心得書及び土地売買契約書(案)並びに物件の現況等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

第15条 本心得書に定めのない事項は、すべて地方自治法、地方自治法施行令の定めるところによって処理します。

## 地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- （1）当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- （2）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- （1）契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- （2）競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- （3）落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- （4）地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- （5）正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- （6）契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- （7）この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

## 地方自治法（抄）

（職員の行為の制限）

第238条の3 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。